

公立学校共済組合のしおり

この「しおり」では、共済組合員期間中の請求等手続き及び退職に伴って必要となる手続き等、重要な事項を取りまとめました。

「しおり」を参考にして、諸手続きが円滑に行われることを願っています。

なお、共済組合員資格を喪失する際の提出書類は、様式集にまとめていますので、期限内に提出をお願いします。

目 次	
手続き・問合せ先	1
1 公立学校共済組合の概要	2
組合員が負担する掛金	2
標準報酬月額・標準期末手当等	3
こんなときの手続きはすみやかに	4
短期給付事業	7
請求手続きが必要です	8
保健事業・貸付事業	10
2 退職するとき・退職したあとの手続き	
組合員証等の返還	12
退職後の医療給付	12
組合員資格喪失証明書	12
退職後の医療制度	13
任意継続の手続き	13
人間ドック・特定保健指導の手続き	15
宿泊施設利用の手続き	16
様 式 集	
任意継続組合員申出書	
任意継続掛金・介護任意継続掛金申出書	
預金口座振替申込書	
預金口座振替依頼書	
組合員(被扶養者) 資格喪失証明書交付申請書	

令和8年4月

公立学校共済組合香川支部

〈手続き・問合せ先〉

公立学校共済組合香川支部

〒760-8582 高松市天神前6-1 香川県教育委員会事務局健康福利課内
FAX 087-837-7103

- 掛金に関する事 TEL 087-832-3791
- 貸付事業に関する事 TEL 087-832-3793
- 短期給付、組合員証等及び被扶養者に関する事 . . . TEL 087-832-3792
- 保健事業に関する事 TEL 087-832-3794

詳しい手続きの確認、請求用紙のダウンロードには、ホームページをご利用ください。

公立学校共済組合香川支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/kagawa/>

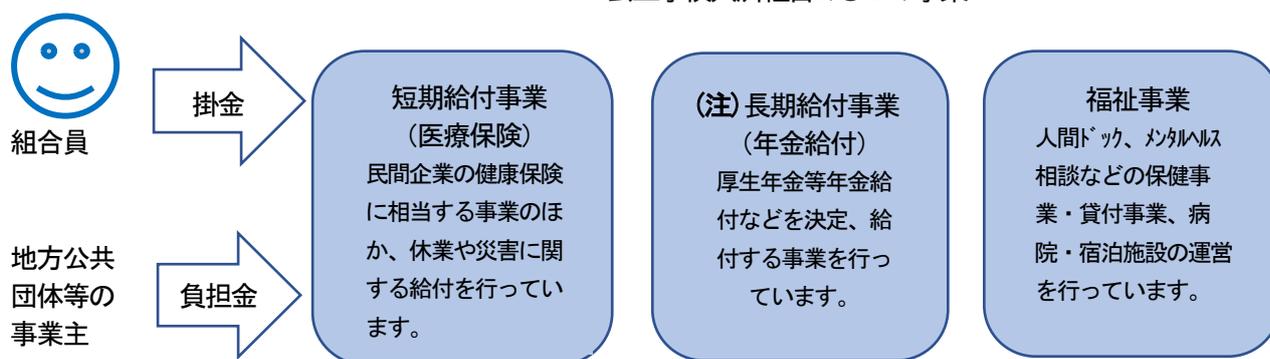
1 公立学校共済組合の概要

公立学校共済組合は、公立学校の教職員等やそのご家族の生活の安定と福祉の向上を図ることで、組合員が安心して仕事に取り組める環境を整えることを目的として、短期給付事業・長期給付事業・福祉事業の3つの事業を行っています。

◆事業内容とその財源

当共済組合が実施する各事業は、組合員が負担する「掛金」と、地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により運営されています。

公立学校共済組合の3つの事業



(注) 短期組合員に係る年金給付は、日本年金機構（年金事務所）が行います

◆組合員が負担する掛金

掛金は月ごとに負担していただき、毎月の給与から控除されます。その額は、標準報酬月額に基づき、次の表の掛金率を用いて算定します。

(短期組合員：令和8年4月現在 単位：千分率)

短期掛金	46.60	厚生年金保険料	(※2)
福祉掛金	1.41	退職等年金掛金	(※3)
子ども掛金	1.15		
介護掛金 (※1)	7.88		

(※1) 40歳以上65歳未満の組合員から控除

(※2) 年金事務所が徴収(70歳以上の組合員は不要。)

(※3) 短期組合員は控除対象外。

- 期末手当等が支給されたとき、標準期末手当等の額に基づく掛金が期末手当等から控除されます。算定方法は標準報酬月額に基づく掛金と同じです。

例	標準報酬月額が28万円の場合	標準報酬月額	掛金率	掛金
短期掛金	280,000円	×	46.60/1,000	= 13,048円
福祉事業掛金 (注)	280,000円	×	1.41/1,000	= 394円
子ども・子育て掛金	280,000円	×	1.15/1,000	= 322円
介護掛金	280,000円	×	7.88/1,000	= 2,206円

(注) 短期掛金と併せて算定、控除されます

1 公立学校共済組合の概要

◆標準報酬月額・標準期末手当等の額

掛金や各事業の給付の額は「標準報酬月額」と「標準期末手当等の額」に基づいて算定します。

●報酬の範囲とその分類

報酬は、組合員が受ける給料、諸手当等、労働の対価として受けるすべてをいい、その性質に応じて次のとおり「固定的給与」と「非固定的給与」に分類されます。

区分	性質	主な報酬
固定的給与	勤務実績に関係なく月等を単位として一定額が継続的に支給されるもの	基本給、教職調整額、給料の調整額、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 など
非固定的給与	勤務実績に応じて支給されるもの	時間外手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当 など

●決定時期

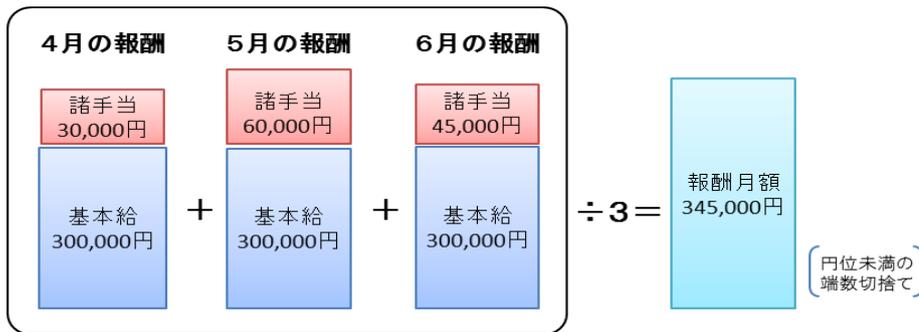
〈資格取得時決定〉

新たに組合員の資格を取得したときは、資格取得時の報酬により標準報酬月額を決定します。

〈定時決定〉

毎年4月から6月までの報酬の平均額を報酬月額とし、その年の9月から翌年8月までの間の標準報酬月額を決定します。

〈定時決定のイメージ〉



標準報酬等級表に当てはめる

等級	報酬月額	標準報酬の月額
⋮	⋮	⋮
第23級	310,000円以上330,000円未満	320,000円
第24級	330,000円以上350,000円未満	340,000円
⋮	⋮	⋮

⇒ 定時決定後の標準報酬
(9月から適用)
標準報酬の月額: 340,000円

〈随時改定〉

固定的給与に変動があり、変動月から継続した3カ月間の報酬平均による標準報酬等級と既決定の標準報酬等級との差が2等級以上あった場合、4月目から標準報酬月額を改定します。

標準報酬月額はどのくらい?

組合員の標準報酬月額、標準期末手当等の額は、給与明細に記載されています。

1 公立学校共済組合の概要

こんなときの手続きはすみやかに！

▼被扶養者の認定を受けたいとき▲

「被扶養者認定申告書」等により手続きをしてください。
申告に基づき被扶養者の要件を満たしていることを確認します。
認定されると、短期給付が適用されます。

※届出は、事実発生から30日以内に行ってください。届出が遅れると事実発生日から認定されず、届出日からの認定になりますので、ご注意ください。

被扶養者の要件

三親等以内の親族で組合員に生計を維持されている方
(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外は、組合員と同居していること)
ただし、次の方は該当しません。
○年額130万円以上の収入がある方
(障害年金の受給者と60歳以上の者は、180万円以上)
○組合員が他の者と共同して扶養し、社会通念上、主たる扶養者とはいえない場合
(収入とは) 事実発生から向こう1年間における恒常的収入の総額です。税法上の所得とは異なり現に受ける給与、年金などの総額です。

注意

20歳以上60歳未満の配偶者の認定を受ける場合は、国民年金第3号被保険者の届出を忘れずに

■共済組合が確認をし、事業所を通じて日本年金機構へ提出します。

届出に基づき、日本年金機構が国民年金の加入記録を管理しますので、届出がないと正しく記録管理されない場合があります。

▼被扶養者が就職したとき(その他、被扶養者の要件を欠くとき)▲

「被扶養者取消申告書」等により手続きをしてください。併せて「資格確認書(交付を受けた者)」を返却してください。

注意

■被扶養者の取消日は、その事実発生日となります。

取消日以後、共済組合の給付を受けた場合は、返納していただくこととなります。

個人番号(マイナンバー)の提供

共済組合では、番号法に定める共済組合の短期給付・長期給付・福祉事業の実施に関する事務を行うため、新たに組合員資格を取得する方、被扶養者の認定を受ける方について、個人番号を提供していただきます。

1 公立学校共済組合の概要

▼産前産後休業のとき▲

産前休業を開始した日の属する月から産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は免除になります。

「産前産後休業」とは、出産日（出産日が出産予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎の場合は98日）から出産後56日までの間で条例上の産前産後休暇とされた期間をいいます。

■産前休暇に入ったとき

「産前産後休業掛金免除申出書」に次の①②を添付して提出

- ①産前休暇を取得していること及びその期間がわかるもの（休暇簿(写)、特別休暇申請書(写)等)
- ②子の出産予定日がわかるもの（妊娠証明書(写)、母子手帳(写)等)

■産後休暇に入ったとき

「産前産後休業掛金免除変更申出書」に次の①②を添付して提出

- ①産後休暇を取得していること及びその期間がわかるもの（休暇簿(写)、特別休暇申請書(写)等)
- ②子の出産日がわかるもの（出生証明書（写し）または母子手帳の写し等）

注意

- 申出書の提出がなければ、掛金は免除されませんので、ご注意ください。
- 産前産後休業期間は無給になるため、「出産手当金」の支給対象となります。産前産後休業を取得したとき（P8）を参考に請求手続きをしてください。

▼育児休業のとき▲

育児休業を開始した日の属する月から当該休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は免除になります。また育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一の場合、育児休業の期間が14日以上である場合も免除になります。期末手当等に係る掛金の免除については、育児休業の期間が1月以下の場合、掛金の免除になりませんのでご注意ください。

■育児休業を取得したとき

「育児休業掛金免除申出書」に辞令書の写しを添付して提出

■育児休業期間を変更したとき

「育児休業掛金免除変更申出書」に辞令書の写しを添付して提出

注意

- 申出書の提出がなければ、掛金は免除されませんので、ご注意ください。
- 「育児休業手当金」の支給対象となります。育児休業を取得したとき（P8）を参考に請求手続きをしてください。

▼資格確認書等を失くしたとき▲

令和6年12月2日より組合員証・被扶養者証の発行は停止しました。

マイナ保険証又は資格確認書を使用してください。マイナ保険証を所持しておらず、資格確認書が必要な組合員等には資格確認書を交付しています。

■資格確認書を失くしたとき

「資格確認書再交付申請書」「資格確認書紛失届書」により手続きをしてください。

■高齢受給者証・限度額認定証等を失くしたとき

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を使用してください。マイナ保険証を所持しておらず、資格確認書を使用している方は、「認定証等再交付申請書」により手続きしてください。

注意

■資格確認書等は医療を受ける際の証明書ですが、紛失により思いがけない被害にあうかもしれません。保管には十分注意してください。

▼氏名や住所が変わったとき▲

「基本事項変更申告書」により手続きをしてください。

▼退職するとき（組合員及び被扶養者の資格を失います）▲

退職するとき・退職したあとの手続き（P 12）を参考に手続きをします。
すみやかに「資格確認書」（交付を受けた者のみ）を所属所経由で返却してください。

<主な手続き>

■退職後の公的医療保険に関する手続き

◎公立学校共済組合任意継続組合員制度があります。（P 13 参照）

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったことが要件です。
最長2年間、在職中と同様の短期給付（休業給付を除く）の適用を受けることができます。

申告等手続き

所定の申告書等は、確認書類を添え、提出してください。
詳しい手続き、必要な書類は、所属所の担当者または公立学校共済組合香川支部までご確認ください。

1 公立学校共済組合の概要

短期給付事業

～共済組合における医療保険～

組合員や被扶養者の方が病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行っています。請求手続きが不要な給付と、請求手続きが必要な給付があります。

▼病院の窓口でマイナ保険証等を提示し診療を受けたときの給付（請求手続き不要）

一般的な例（所得、年齢によって負担割合が変わります。）



注意

こんなときは、共済組合へご連絡ください。

- 交通事故など第三者からの加害行為で医療機関を受診するとき
マイナ保険証等を使用する場合は、共済組合への報告が義務付けられています。
- 公務災害・通勤災害で医療機関を受診するとき
マイナ保険証・資格確認書は使用できません。所属所で公務災害の申請をしてください。
- 市町村などの医療費助成制度（心身障害者・ひとり親家庭等）の適用を受ける場合
市町村助成で自己負担額が軽減、免除されますので、共済組合へ届出をしてください。

▼自己負担額が一定額を超えた場合、次の給付があります▲

- 高額療養費（マイナ保険証等を使用した場合は、請求の手続きは必要ありません）

1つの医療機関での1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えると、その超えた額が給付されます。

【自己負担限度額】

標準報酬月額	自己負担限度額
530,000円以上 830,000円未満	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 年間4回目以降：93,000円
280,000円以上 530,000円未満	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 年間4回目以降：44,400円
280,000円未満	57,600円年間4回目以降：44,400円

限度額適用認定証を使用すると

入院診療または高額な外来診療にかかる自己負担額が、高額療養費の自己負担限度額までとなり、一般的な費用負担を軽減することができます。最終的な自己負担額は同じです。

必要な場合は、公立学校共済組合へ申請してください。（マイナ保険証使用の場合は申請不要）

- 一部負担金払戻金・家族療養費附加金（マイナ保険証等を使用した場合は請求の手続きは必要ありません）

1つの医療機関での1カ月の自己負担額（高額療養費が給付される場合はそれを除いた額）が次の金額を超えた場合、その超えた額が給付されます。

- ・標準報酬月額 530,000円未満 ： 25,000円
- ・標準報酬月額 530,000円以上 ： 50,000円

1 公立学校共済組合の概要

～次の給付金を受けるには、請求が必要です～

●医師の指示で、治療用装具を購入したとき●

■療養費・家族療養費

給付額 治療用装具の購入にかかった費用から、自己負担額を除いた金額
自己負担額は、医療費の自己負担額割合と同様

治療用装具の例 : コルセット、弾性着衣、小児弱視治療用の眼鏡など

こんなときも対象

旅行先などで「マイナ保険証等又は資格確認書（交付を受けた者）」を使用せず医療機関を受診し、医療費10割を窓口で支払ったとき

●組合員または被扶養者が出産したとき●

■出産費・家族出産費（同附加金）

給付額 出産費 500,000円※ + 附加金 50,000円

※産科医療補償制度対象分娩でない場合は488,000円

○組合員が退職後6月以内に出産した場合も対象。ただし、引き続き1年以上組合員であったこと、他の医療保険者から同様の給付がないことが条件です。附加金の給付はありません。

○医療機関等への直接支払制度（医療機関での手続きが必要）

出産費用の一時的な負担を軽減するため、組合員が医療機関等の中で出産費等の支払申請及び受け取りに係る代理契約を締結することにより、50万円（または48万8千円）※を限度として共済組合が出産費等を医療機関等に直接支払います。

※産科医療補償制度対象分娩でない場合は488,000円

●産前産後休業したとき（産前産後期間中無給になる場合）●

■出産手当金

給付額 1日につき標準報酬日額 × 2/3
（報酬の一部が支給される場合は調整）

給付期間 出産の日（出産の日が産前の予定日後である場合は、産前の予定日）以前42日（多胎の場合にあっては98日。以下同じ。）から産後の日付56日までの間において勤務に服することができなかった期間

●育児休業したとき（雇用保険から育児休業給付が受けられない場合）●

■育児休業手当金

給付額 ○育児休業開始日から休業日数が通算して180日に達するまでの期間
1日につき標準報酬日額 × 67/100

○181日目から当該育児休業に係る子が基準年齢に達するまでの期間
1日につき標準報酬日額 × 50/100

給付期間 子が1歳（その子が1歳に達した日付の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、1歳6か月）に達する日までの期間

■育児休業支援手当金（支給条件あり）

給付額 1日につき標準報酬日額 × 13/100

給付期間 育児休業開始日から休業日数が通算して28日に達するまでの期間

1 公立学校共済組合の概要

●短時間勤務等をするとき●

■育児時短勤務手当金

給付額 ○報酬が育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額の90%未満の場合
育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額 × 10/100
○報酬が育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額の90%以上100%未満の場合
90%を超える大きさの程度に応じ、報酬の10%から一定の割合を減らした額
給付期間 子が2歳に満たないまでの期間

●介護休暇を取ったとき（雇用保険から介護休業給付が受けられない場合）●

■介護休業手当金

給付額 1日につき標準報酬日額 × 67/100
(報酬の一部が支給される場合は調整)
給付期間 介護休暇期間（通算して66日を超えない日数）

●病気休職したとき●

■傷病手当金

給付額 1日につき標準報酬日額 × 2/3
(報酬の一部が支給される場合は調整)
給付期間 勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日（同日において傷病手当金を支給しないときは、その支給開始日。）から通算して1年6月間（結核性の疾病は3年間）の範囲内となっています。

●組合員または被扶養者が死亡したとき●

■埋葬料・家族埋葬料（同附加金）

給付額 50,000円 + 附加金25,000円

●災害にあったとき●

■災害見舞金

組合員が水震火災など非常災害によって、その住居または家財に一定の損害を受けた場合、その損害の程度に応じて給付

給付額 標準報酬月額 × 0.5月～3月分

■弔慰金・家族弔慰金

組合員または被扶養者が水震火災など非常災害で死亡した場合

給付額 弔慰金 標準報酬月額 × 1.0
家族弔慰金 標準報酬月額 × 0.7

注意

請求手続き

■所定の請求用紙に確認書類を添え、所属所を經由して提出してください。
詳しい手続き、必要な書類は、所属所の担当者または公立学校共済組合香川支部までご確認をお願いします。

短期給付金の支給は、毎月10日

1 公立学校共済組合の概要

保健事業（令和8年度）・貸付事業

◇保健事業

組合員や被扶養者の方の特定健康診査及び特定保健指導を重点的に実施するとともに、メンタルヘルス等の健康管理事業、セミナー開催等一般事業を行っています。

●令和8年度実施事業

事業の実施や内容については、文書で各所属所へお知らせしますので、申込方法や詳細をご確認ください。

事業名		事業内容	
特定健康診査等事業	特定健康診査	(県・互助会と共催) 40歳以上の組合員を対象（特定健康診査項目を含む。） ・1日ドック・脳ドック（45歳以上）	
	被扶養者及び任意継続組合員を対象とした特定健康診査	被扶養者及び任意継続組合員を対象とした特定健康診査の実施	
	特定保健指導等	特定保健指導の実施	
健康管理事業	健康事業	人間ドック等 35～39歳の組合員を対象 ・1日ドック	
	健康事業	歯科健診 指定年齢（35歳・45歳・55歳）の組合員を対象に歯科健診を実施	
	健康づくり事業	ヘルスサポート事業	・ICTを利用し、健康情報や健康管理に役立つツールを提供する。 ・健康づくりへの取組みや健診結果に応じて、デジタルギフトと交換できるポイント（さぬポ）を付与する。
		健康チャレンジ	個人やチームによる運動や食生活に関するイベント、測定会を開催する。 ・ウォーキンググランプリ ・ベジMOGUチャレンジ ・からだチェックDAY
		こころの健康相談	組合員の利用券による医療機関での相談料（年度内3回以内）を負担し、受診を支援する。
		健康づくり講師派遣	組合員が参加する研修会等に運動やメンタルヘルスに関する講師を派遣する。
		ヘルスアップセミナー	組合員を対象に健康増進に関する実践的な講座を開催する。
		健康診断等結果フォロー	人間ドックのがん検診要精検者及び慢性腎臓病リスク者に対して受診勧奨・受診確認を行う。
		セカンドライフセミナー	50歳以上の組合員を対象に、年金制度を周知する機会を設け、退職前後の生活設計に必要な情報を提供する。
	介護講座	家庭介護に関する講義・実技を入れた講座を開催する。	
	へき地組合員サポート	へき地学校へ勤務する組合員に健康ポイント（さぬポ）を付与する。	
	法律相談事業	弁護士が、法律に関する諸問題について相談に応じる。 (公務に関するものを除く。)	

1 公立学校共済組合の概要

●宿泊施設の利用

宿泊施設「やすらぎの宿」を全国に設けています。組合員及びその家族は、組合員料金で利用できます。詳しくは、「やすらぎの宿」ホームページ <https://www.kourituyasuragi.jp/>

：：退職後は：：

退職後も在職中と同じ条件で利用できます。

退職後に利用する場合は、「宿泊施設特別利用者証」が必要になりますので、希望する方は、公立学校共済組合まで申し出てください。

◇貸付事業

組合員の方を資金面でサポートするため、貸付事業を行っています。

●貸付けの種類

貸付けの種類及び貸付限度額は次のとおりです。

種別	申込事由	貸付限度額	償還回数	年利
特別貸付け	再任用組合員・任期付職員等が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費、借金の返済のための借入れは不可	給料月額×3/10× 残任期月数 (200万限度)	残任期月以内	1.32%
高額医療貸付け	組合員又は被扶養者が高額医療費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費の 支給時に一括 して控除	無利子
出産貸付け	組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	出産費又は家族出 産費相当額	出産費等の支 給時に一括し て控除	無利子

：：：：注意点：：：：

- ※ 貸付申込の資格：組合員の資格が6月以上の方
- ※ 年利は財政融資資金利率に連動します。
- ※ 貸付申込金額は、10万円単位となります。(高額医療貸付け、出産貸付けを除く)
- ※ 申込みの締切：毎月月末
- ※ 送金日：翌月25日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)

2 退職するとき・退職したあとの手続き

組合員証 組合員証・被扶養者証・資格確認書は？

資格確認書等（交付を受けているもののみ）は退職した日の翌日から使用できなくなります。退職時に所属所へ返却してください。所属所から「短期組合員退職届書（組合員異動報告書）」に資格確認書等（交付を受けている者のみ）を添付し提出をしてください。

注意

- 退職した日の翌日以降に資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関に支払った医療費等を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

短期給付 退職後も受けられる給付は？

一定の要件を満たすことで、退職後も当共済組合から受けることができる給付があります。

給付名	給付要件
傷病手当金	1年以上組合員期間があり、傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき
出産費	1年以上組合員期間があり、退職後6カ月以内に出産したとき
出産手当金	1年以上組合員期間があり、出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき
埋葬料	退職後3カ月以内に死亡したとき

注意

- 退職後に他の共済組合の組合員資格や健康保険の被保険者資格を取得し、同一事由により給付を受けるときは、当共済組合からは給付されませんのでご注意ください。
- 退職後の傷病手当金
次の支給要件を全て満たせば、給付を受けられます。
 - 1 退職日直前、病気休暇等で引き続き4日以上勤務していないこと
 - 2 「療養のため労務に服することができない」旨の医師の証明があること
 - 3 組合員期間が1年以上あること

組合員資格喪失証明書 どんなときに必要？

次の場合は公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。発行を希望する場合は、「組合員（被扶養者）資格喪失証明書交付申請書」（様式集）を提出または下記「申出先」に申し出てください。

- ア 配偶者等、家族の健康保険の被扶養者になる場合
- イ 国民健康保険に加入する場合
- ウ 共済組合の被扶養者に認定されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）が組合員の退職に伴い国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になる場合
- エ 退職した日まで引続き1年以上組合員であった方が退職後、国民健康保険に加入し、6カ月以内に出産して出産費の直接支払制度を利用し、公立学校共済組合香川支部から出産費の支給を受ける場合

申出先 : 087-832-3792 (直通)
公立学校共済組合香川支部 給付・年金担当

2 退職するとき・退職したあとの手続き

加入資格は、退職の日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者であるため、①は期間が1日足りないため、加入はできません。②は加入はできます。③は任意継続組合員の期間は、組合員とみなさないため7.10.1が資格取得日となり、組合員期間が7カ月となるので、加入できません。④は民間企業で協会けんぽ加入期間がありますが、協会けんぽ加入期間を共済組合加入期間とみなさないため、加入できません。

◆申出の手続

次の書類（様式集）に所要事項を記入して、提出します。

- ① 「任意継続組合員申出書」
- ② 「任意継続掛金・介護任意継続組合員継続掛金納付申出書」
- ③ 「預金口座振替申込書」（掛金の払込に必要な書類）
- ④ 「預金口座振替依頼書」（ " ）

※ 口座番号欄は、百十四銀行本支店に設定している共済組合員専用通帳の口座番号を記入し、預金口座振替申込書の「銀行確認印」欄に百十四銀行で確認印を受けてください。百十四銀行であれば、どこの支店でも確認が受けられます。

◆任意継続掛金の額

任意継続掛金1か月分は、次の方法により算定した額のうち、いずれか低い額になります。

- ◎ 退職時の標準報酬月額 × 93.2/1,000
- ◎ 公立学校共済組合員の平均標準報酬月額（※） × 93.2/1,000（※令和7年度は380,000円）

◆介護任意継続掛金の額

介護任意継続掛金1か月分は、

- ◎ 任意継続掛金の算定の基礎となった標準報酬月額 × 16.08/1,000
- ※ 40歳以上65歳未満の任意継続組合員から徴収します。

◆子ども・子育て掛金の額

子ども・子育て掛金1か月分は、

- ◎ 任意継続掛金の算定の基礎となった標準報酬月額 × 2.3/1,000

◆任意継続掛金・介護任意継続掛金・子ども・子育て掛金の納入期限等

任意継続掛金・介護任意継続掛金・子ども・子育て掛金の徴収は、資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までになります。ただし、資格を取得した月と喪失した月が同一月の場合は徴収しません。

納入期限は次のとおりです。

- ① 資格を取得した月分……退職の日から20日以内
- ② ①の翌月分以降の各月分…前月の末日

期日までに納入しなければ資格を喪失しますので、共済組合では預金口座振替の方法により各月の前月の22日に自動的に振替できるようにしています。

なお、資格取得をした月分とその翌月分については、共済組合が送付する納付書により納入をお願いしています。

注意

- 任意継続加入申出、掛金納入期限ともに退職の日から20日以内となっていますので、加入を希望される方は、退職後、早急に申出の手続きをしてください。

2 退職するとき・退職したあとの手続き

◆任意継続掛金・介護任意継続掛金の前納制度

掛金をある期間まとめて前納することにより、一定の割引を受けることができます。

◆任意継続組合員になれば

- ◎ 任意継続組合員証を交付します。
- ◎ 医療給付をはじめ各種の短期給付が受けられます。傷病手当金、休業手当金、介護休業手当金及び育児休業手当金は支給しません。ただし、傷病手当金については、傷病手当金を受給して退職したとき、また、1年以上組合員であったものが在職中、給料が支給されているため、傷病手当金の支給を受けないまま退職し、引き続き労務に服することができないときは、傷病手当金を支給します。(年金との調整あり)

◆任意継続組合員の資格の喪失

次の要件に該当したときは、その翌日(④はその日)から資格がなくなります。

- ① 任意継続組合員の加入期間(2年)が満了したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 任意継続掛金を期日までに納入しなかったとき。
- ④ 他の健康保険制度に加入したとき。
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

注意

- 上記④ 再就職等で公立学校共済の組合員や他の健康保険等の被保険者になり、その後再就職先を退職したとき、再度、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入を希望される方がいます。その場合、公立学校共済組合の任意継続組合員に戻ることはできませんので、ご注意ください。
協会けんぽの場合、被保険者の資格が2カ月以上あるときは、協会けんぽの任意継続制度に加入することができます。

2 退職するとき・退職したあとの手続き

人間ドック 人間ドックの受診が決定していたら・・・

組合員資格を喪失すると、公立学校共済組合香川支部が実施する人間ドックを利用することは、できません。

人間ドック受診予定がある場合は、日程を資格期間内に変更するか、受診予定の取消を行ってください。

◆人間ドック受診変更・取消手続き

受診予定の医療機関に直接電話にて日程変更・取消の旨を伝える



(受診を取消する場合)

公立学校共済組合香川支部へ【人間ドック取消報告書】を所属所を通じて提出する。

※ 日程変更の場合は、報告書の提出は必要なし。

特定保健指導 特定保健指導を利用中だったら・・・

組合員資格を喪失すると、公立学校共済組合香川支部が実施する特定保健指導を利用することは、できません。特定保健指導実施機関へ資格を喪失した旨をお伝えください。

宿泊施設の利用 「やすらぎの宿」を利用するには・・・

退職後も在職中と同じ条件で利用できます。(P 11 参照)

注意

- 退職後に利用する場合は、「宿泊施設特別利用者証」が必要になります。希望する方は、共済組合まで申し出てください。

申出先 : 087-832-3794 (直通)

公立学校共済組合香川支部 保健福祉担当